

部内限

事務連絡第3号
平成6年2月4日

各都道府県労働基準局労災主務課長 殿

労働省労働基準局補償課長

在外日本大使館に対する照会事案の取扱いについて

今般、保険給付に関する決定等に当たり、在外日本大使館あてに照会する必要がある場合には、今後本省を通じて外務省に対して依頼することとするので、かかる事案が発生した場合は照会事項等を明らかにして本省あて報告されたい。